

令和5年度 政策法務研修 実施要領

- 1 目 的 法規に基づき業務を行う自治体職員にとって重要な「法令を読み解く力」を磨き、適法かつ地域の課題解決のための「条例を制定する基礎力」を身につける。
- 2 対 象 全職員
- 3 定 員 48人（※高知県職員との合同研修です。）
- 4 日 程 令和5年10月2日(月)
- 5 会 場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室（高知市本町4丁目1-35）
- 6 持参物 職場でお使いの名札
- 7 主催・共催 主催 こうち人づくり広域連合 共 催 高知県・一般社団法人 自治研修協会

カリキュラム		時間	講 師
9:00	はじめに 1 条例その他の法令へのアプローチ (1) 法令って何だろう (2) 国の法令～制定権者による分類～ (3) 自治体の法令～制定権者による分類～ (4) 「法令みたいなもの」の正体 【演習グループワーク】（テーマ：ふさわしい例規の選択）」 2 法令を読み解く (1) 法令の構造・条文の構造 (2) 題名・前文・目次 (3) 総則 【演習グループワーク】（テーマ：目的規定を書いてみよう） (4) 実体的規定を読む視点 (5) 雑則の定番事項 (6) 特別法としての罰則 【演習グループワーク】（テーマ：条文の並び順を学ぶ） (7) 解釈の意味と方法 【演習グループワーク】（テーマ：解釈の種類を知ろう） (8) 条文の構造と理解するための法令用語 【演習グループワーク】（テーマ：頻出の法令用語を自分のものにする） 17:00 3 課題解決のための条例立案 (1) 住民の声からの政策立案 (2) 条例化のステップ (3) 政策実現のための条例手法（ソフトな手法） 【演習グループワーク】（テーマ：問題解決のための方法を考えよう） (4) 政策実現のための条例手法（ハードな手法） (5) 罰則以外の義務履行確保の手段 【演習グループワーク】（テーマ：行政代執行法の読み方について） 4 法令情報の集め方・使い方 (1) 電子六法の使い方 (2) 他の自治体の条例の探し方 (3) 他の自治体の施策や条例の解説などを調べる	7.0	一般社団法人日本経営協会 吉田 利宏 【略歴】 1963年神戸市生まれ。 早稲田大学法学部卒業後、衆議院法制局に入局。15年にわたり、議員立法や修正案の立案に参画する。現在、著述業の傍ら議会アドバイザー、自治体の各種委員などを務める。 主な著書：『元法制局キャリアが教える 法律を読む技術・学ぶ技術（第4版）』（ダイヤモンド社）『新法令用語の常識』『新法令作成解釈の常識』（日本評論社）など多数。関東学院大学法学部非常勤講師（法学特論）

<担当者から>

★条例づくり、どこから手を付けていいのかお悩みの方に！

行政課題解決のため、法運用を適切かつ積極的に行う政策法務能力を身につけることは、政策立案・企画分野のみならず、法令に基づき職務を行うすべての職員にとって重要です。

この研修では、課題を解決するための行政手法を条例化する技術を学びます。

こうち人づくり広域連合 担当：伊藤 勇太
高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階
TEL：088-873-0333 FAX：088-872-7716
E-mail：kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp
HP：http://www.kochi-hitozukuri.or.jp